

さいたま市自治基本条例検討委員会

第4回 会議の記録

日時	平成 22 年 6 月 14 日(月) 18:45～21:00
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 1 会議室
参加者 敬称略	(委員) 計 16 名 伊藤 巖 / 内田 智 / 遠藤 佳菜恵 / 小野田 晃夫 / 栗原 保 / 小林 直太 / 中田 了介 / 細川 晴衣 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 / 染谷 義一 / 中津原 努 / 東 一邦 / 富沢 賢治 / 福島 康仁 / 三宅 雄彦(欠席者:歌川 光一 / 高橋 直郁 / 古屋 さおり / 吉川 はる奈) (事務局:さいたま市) 計 9 名 政策企画部参事企画調整課長 川島雅典 / 企画調整課副参事 高根哲也 / 企画調整課主幹 松本 孝 / 企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二 / 総合振興計画係主査 松尾真介 / 総合振興計画係主査 大砂武博 / 総合振興計画係主査 島倉晋弥 / 総合振興計画係主任 高橋 格 / 企画調整課企画係主任 清水慶久 (地域総合計画研究所) 計 3 名 松岡宏 / 細田祥子 / 鷹見智子 (傍聴者) なし
配布資料	・次第 ・席次 資料1 さいたま市自治基本条例検討の進め方(案) 資料2 部会設置に向けた当面の議題設定について(案) 資料3 グループ検討の進め方 参考資料1 他政令指定都市の自治基本条例の比較(規定項目・総則規定) 参考資料2 タウンミーティングにおける主な意見(5月30日北区・西区)

1 開会

司会(事務局)

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(本日の進め方、配布資料の確認)

2 議題

(1) 検討の進め方について

福島委員長

- ・ 前回、この委員会の運営の中心的役割を担い、議題の検討などを行う運営委員会のメンバーを決定した。
- ・ これを受けて、運営委員会を 6 月 7 日(月)に行い、今後の検討の進め方について検討し、資料 1 及び資料 2 のとおりまとめた。この資料について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(資料 1 及び資料 2 について説明)

- ・ まず、資料1について。検討委員会の検討の流れとして、本日第4回から第8回（8月9日）までは、条例のコンセプトとして、目的、理念、規定項目候補などの検討をグループ討論を中心に行うこととし、その後、テーマ別部会に分かれて詳細を検討するという流れである。
- ・ 条例のコンセプトは当面の共通認識として持ったうえで、テーマ別部会にて詳細を検討し、各所管課の説明や各団体との意見交換を通じて、検証していくイメージである。
- ・ テーマ別部会に分かれてからも、時折、全体会にて進捗を確認しあい、課題の共有や意見調整をしていく必要があると考えている。
- ・ その後、12月から1月に全体調整を行い、中間報告を取りまとめ、年度末にフォーラム等を行ったうえで、平成23年6月に最終報告を取りまとめることを目標としている。
- ・ なお、今後、スケジュールが厳しくなることを想定し、8月、10月、11月には、月3回分の日程を記載した。検討の状況によって変わってくるので、それに合わせて対応することとしたい。
- ・ 当面は、グループ討論を中心に時間を割いて行うため、次回、次々回の「構成機能」、「制限機能」に関する現状の制度や取組については、事務局で概略を説明した上でグループ討論に入ることにしたい。
- ・ 次に、資料2について。当面の議題等についてである。本日は、議題を3つ設定している。テーマ「「自治」とは何か。」、テーマ「さいたま市の「自治」を担う主体は。」、テーマ「自治基本条例とは。何のために、何を定めるものなのか。」。本日のテーマの狙いは「基本理念の抽出」や「自治の主体、特に条例における市民の定義に関する論点抽出」、「制定目的等に関する共通認識の形成」を考えている。
- ・ 6月28日の第5回では、「市民が権力をつくる」という「構成機能」に関して、市が行っている市民参加・協働の取組、その関連で情報公開・広聴等の現状の取組等について事務局から概略を説明し、「市民が権力をつくる」には、どのような制度や取組が必要か、自治基本条例が「構成機能」を果たすには、どのようなことを規定したらよいか、をテーマとしてグループ討論を行う。これは、「構成機能」に係る項目の抽出、つまり条例に盛り込む項目（候補）を検討することを狙いとしている。
- ・ 7月12日の第6回では、「市民が権力をしぼる」という「制限機能」に係る現状説明を事務局で行い、同様に「制限機能」に関してグループ討論を行う。
- ・ 7月26日の第7回では、「条例における「さいたま市らしさ」とは」をテーマ、「条例のコンセプト」をテーマとして、これまでの議論を整理するグループ討論を行う。
- ・ その上で、8月9日の第8回では、全体会で「条例のコンセプト」を一旦整理し、どのような形でテーマを分けて部会を設置するかなど、検討を行う。
- ・ 再び資料1の右側、PIの部分について説明する。現在、6～7月にかけて各区で自治基本条例をテーマに、市長タウンミーティングを行っている。そこでの市民意見は、その概要をまとめて本委員会に報告する。
- ・ また、取組のPR・意見募集については、市ホームページや市報を活用して行っていくとともに、チラシ（委員会だより）4回、ポスター1回、インターネットを活用したWEBアンケートを実施することを考えている。また、テーマ別部会に分かれてから、各種団体、各所管課等との意見交換を行うこととしている。

- ・ なお、先日の運営委員会の中では、広報・PR活動については、今説明したものを含め、工夫を凝らして戦略的に行っていくこと、機能別チームとして広報チームの設置についても検討する必要があるとのご意見が複数あった。

福島委員長

- ・ 前回の運営委員会では、広報チームの話が活発に出された。広報等が予定されているが、これで上手くいくのかという意見や、効果的に広報すべきといった意見があった。そのため、広報チームを設置してはどうか、という提案をしたい。
- ・ では、質問、意見をお願いします。

中津原副委員長

- ・ 予算が限られているなら、なおさら議論して効果的にやりたい。意思のある方はぜひ名乗り出てほしい。
- ・ この委員会の名前で広報するものであるので、委員会メンバーがイニシアティブをとってやっていくべきだと考えている。
- ・ また、市民が言いたいこと、リアルなものでいいと考えている。手作りの広報をしたい。
- ・ そのため、早めにメンバーを募って議論を始めたい。

東委員

- ・ 立候補します。

栗原委員

- ・ 私もやります。

東委員

- ・ 遠藤副委員長はどうか？

遠藤副委員長

- ・ 広報チームは運営委員会とは別の日程で会議をするのか。そうだとすると時間的に厳しいが、それでもよければ協力したい。

福島委員長

- ・ いろいろな世代の委員が入っている方が望ましい。

細川委員

- ・ 全委員がいずれかの機能別チームに所属するものなのか？

中津原副委員長

- ・ そういうわけではない。両方に所属することもできる。起草チームはまだ必要ないだろうというのが運営委員会の考えである。

細川委員

- ・ 起草チームに興味がある。両方関われるのであればぜひ広報チームもやりたい。

中津原副委員長

- ・ 後からメンバーを追加してもいい。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 東委員、栗原委員、遠藤委員、細川委員の4名でチームを発足したい。
- ・ その他、進め方については特に意見がないので、今のところこの方針で走り出すということとする。

(2) 自由討論

福島委員長

- ・ 続いて、議題(2)「自由討論」に入る。進め方について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(資料3、参考資料1の説明)

中津原副委員長

- ・ テーマ「自治」とは何か、とあるが、関連して「市民参加」「協働」というキーワードについても一緒に考えてほしい。

(グループ検討の記録については7ページ以降を参照)

[グループ検討を踏まえた意見交換]

東委員

- ・ 第1班からの発表について、「自治会の再定義」という議論があったということだが、どのようなことか詳しく聞きたい。

渡邊委員

- ・ 自治会は回覧をまわすなどの役割を果たしているが、加入率が6割程度と低い。「自治基本条例」の「自治」と、「自治会」の「自治」は同じなのかどうか、という議論があった。

中津原副委員長

- ・ 自治会に期待することは何か？自治の主体としての自治会をどう考えるか。

伊藤委員

- ・ 自治会からすれば、一度、自治会と行政を切り離してみたら自治会の担っている役割が分かるのではないかと。情報の伝達など、回らなくなる。

渡邊委員

- ・ 確かに、自治会がないと行政は困るだろう。しかし、今のままでいいのか、という疑問はある。

A委員

- ・ 自治会活動は役員や係などの負担が大きく大変で、「抜きたい」と言う世帯が多いと聞く。その点については、今後の高齢社会に向けて、改善が必要なのではないか。

中津原副委員長

- ・ そういった人にも自治会に参加してもらえれば、活性化して地域のことを考える場になりうるのではないかと。

伊藤委員

- ・ とにかくまず参加してほしい。参加することで多様な意見が集まり、それを取り入れることで変わっていく。ゴミ拾いの活動からでも結構なので参加してほしいと思っている。

中津原副委員長

- ・ NPOに参加することと同じように、自治会にも参加することがあってほしい。

伊藤委員

- ・ 地域では、引きこもりや高齢者の孤独死など、自治基本条例以前に、個別の条例や法令で整備する必要がある問題が多い。そのため、議員も含めてきちんと法整備に努めてほしい。

内田委員

- ・ どう市民参加させたらいいかという議論から自治会の話になった。身近なゴミ拾いから関わろう、といった意見も出された。

遠藤副委員長

- ・ テーマ については、各班の議論をひとつにまとめられると考えるが、この場では集約しないのか？

三宅委員

- ・ 集約できないのではないか。第2班では、「市民」とは、概念を決めるのではなく、ざっくりと把握しておくだけでよい、という考えだった。個別の論点においてはそのつど、「市民」の範囲を検討すればよい、という考え方だ。

遠藤副委員長

- ・ 『先祖や子孫も「市民」』という考えは画期的だ。

三宅委員

- ・ それは私が提案したものだ。さいたま市は、各地区の文化があり、それは先祖が大切にしてきたものだ。一方、子ども達にはいい環境を残し、財政の負担を負わせない責任が今の我々にはある。その人たちに代わって現代の我々がどう意思決定するのか、という発想だ。

中津原副委員長

- ・ いま三宅委員がおっしゃったことは、前文などではこれくらい大きく捉えていいと考えている。
- ・ 一方、住民投票といったような個別の論点については、そのケースごとに、その権利者、義務者が誰なのかを考えればよいと考えている。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 終了時刻が近づいたので終了としたい。今日のテーマについてはまた議論の機会がある。
- ・ テーマ では、「自ら治める」ために、どんな形、どんな分担があるのか、といった論点が挙がった。また、そこに多様な人材をどう参加させるか、ということも課題である。
- ・ テーマ では、「市民」を抽象的に広く捉える考えと、限定して捉える考えがあったが、個別の議論の中で必要に応じて狭く捉えることを考えればいいのでは、という意見もあった。
- ・ テーマ では、少なくともいえるのは、自治基本条例は、市が目指す理想の方向性を決めること、その過程で自治を高めるものであり、その中には、協働、各アクターの関係を定めるもの、ということ。
- ・ では、次回は6月28日(月)に開催する。

3 その他

事務局

- ・ 委員のメールアドレスの共有に関するアンケートをとった際、「意見交換は会議の場すべきであり、メールで意見交換して、意見が形成され、またはその下地ができるようなことがあれば、公開会議の趣旨に反するのではないか。」という意見を複数の委員から頂いた。

- ・ 事務局としては、メール等でのやりとりは、検討に当たっての資料交換や連絡に使用することを基本に、お願いしたいと思うがよろしいか。

(異議なし)

- ・ それでは、検討委員会以外の目的に使用するなど不適切な使用をしないこと、また、パソコン等のセキュリティ対策をしっかりと行っていただくようお願いしたい。
- ・ 続いて、本日、参考資料2として5月30日に西区と北区で開催した市長タウンミーティングの主な意見をまとめたものを配付している。検討の際に活用していただくようお願いしたい。なお、ホームページや市報でも意見募集をしているが、「自治基本条例の制定に反対する」との意見も寄せられている。次回以降、同様にお示ししたい。

4 閉会

司会

- ・ 次回委員会については、6月28日(月)夜の開催とする。
- ・ これで、「第4回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とします。ありがとうございました。

さいたま市自治基本条例検討委員会
第4回会議 グループ検討の記録

第1班

〔委員〕

渡辺（発表者）、伊藤、内田、小野田、福島、湯浅

「自治」とは何か

〔自ら治めること〕

- ・ 自治とは、自ら治めること。
- ・ 政治・経済・社会は成熟し、あらゆるものが変わった。今は、自分たちの問題は自分たちで処理する必要があり、自分たちのことは自分たちで決める時代だ。
- ・ 地方分権一括法により、国と地方自治体の関係が上下から対等になった。地方自治体は「自己決定」「自己責任」の考えに基づいて、市民参加により市民が自主的に問題解決ができる自治体運営を。
- ・ 自己決定と自己責任による社会であること。
- ・ 自主・自立のまちのために憲法をもつこと。
- ・ 共助、自助、互助の社会であること。
- ・ 「法を守ること」を前提にした市民の権利・責務。
- ・ 個人や小規模グループのできないことだけを政府がカバーするという考え方を基本にした、相互補完の原則を持った自治とすること。

〔市民要望が市政に反映されること〕

- ・ 市民要望が市政に反映されること。
- ・ 現状は、市民の声が反映するシステムが不明確。これを明確にすること。
- ・ 自治を生かすのは主権者の責務であり、市民が積極的に参加していくことを目指す市政であること。
- ・ 市民には義務もあり、エゴは許されないことを前提にする。

〔自律的地域経営ができること〕

- ・ 市民により自律的地域経営ができる社会であること。
- ・ 市民が市の財政を理解することが必要だ。
- ・ 市民が地域の生活を自主的に運営していく社会。
- ・ 若い人が社会参加をしやすいようにするため、自治会の在り方を再度検討することが必要だ。

さいたま市の「自治」を担う主体は

〔市民、議会、行政〕

- ・ 自治は、市民、議会、行政が担う。
- ・ 市民起点（視点）の発想を持つことが必要だ。

- ・ 自治を担う主体は「市民」であるとともに「行政」も協働者である。
- ・ 治者と被治者の自同性、つまり、政府を治めていく者と、治められる者を同一視できる状態を確立できることが必要とされている。
- ・ 市民が主体であるが、市長、市職員等の行政、議会が一体となって自治を運営する。

【「市民」の捉え方】

- ・ 主体は市民、市民の定義は幅広く考える。
- ・ 市民は、住む人、働く人、学ぶ人、一時的にとどまる人。市の市民活動及び協働の推進条例の規定と同じに考えている。
- ・ 市民は、住所を有する者、通勤通学者、NPOなどの活動を行っている団体及び人、企業、地縁団体を市民とする。
- ・ 市民には在住、在勤、個人、法人、外国人も含む。
- ・ 市民は幅広くとらえるが、意思決定に参加するものは、その内容により具体的に規定する必要がある。
- ・ 自治を担う主体は市民であるが、市民参加が特定の市民に偏ったり、固定されたりすると既得権益が発生したり、特定の市民の意見が大きく市政に影響を与えることになるので、参加の方法や仕組みを工夫する必要がある。

自治基本条例とは、何のために、何を定めるものなのか

【自治のあり方と目指すまちの姿を可視化した条例】

- ・ 自治を可視化した条例にする。
- ・ よりよい社会の実現を目指す条例とする。
- ・ 市民が生活に不自由を感じさせないまちをつくることを目的とした条例にする。
- ・ 少子・高齢社会にどのように取り組むかを示した条例にする。
- ・ 持続可能な社会をどのようにつくりあげるかを示した条例とする。
- ・ 市民が男女共同参画でまちづくりを行う「自治」の実現を示した条例とする。
- ・ 全国の自治体の中で最も市民活動が活発な市を目指した条例にする。
- ・ NPO法人の活動や女性の育児、高齢者の生きがい保障される社会のための条例とする。

【自治力を強化する条例】

- ・ 自由に意見が出せて、市民が十分議論や意見交換ができる場を保障した条例とする。
- ・ さいたま市にはいろいろな活動があり、それらが参加でき新しい力になることを目指す。
- ・ 市民の自治意識を醸成する内容を持った条例にする。
- ・ さいたま市を活性化するものを組み入れた条例とする。
- ・ 住民自治の一層の推進を目指す。
- ・ 市民一人一人が自治をつくる人になっていくための学習や啓発などの仕組みを大事にした条例にする。

【権利と義務を明示する条例】

- ・ 条例は自律と義務、責任をキーワードにする。
- ・ 市民が「生きがい」を感じられる生き方ができるように、権利と義務を明確に定めた条例とする。
- ・ 市民と議会、行政の役割を明確にした条例とする。
- ・ 市民とともに歩む市政の姿を明確にし、市民による市政の確立を目指す。
- ・ 市長が代わっても、市のまちづくりの基本として位置づけることが必要と思う。

【自ら治めるためのシステムの確立】

- ・暮らしやすいまちをつくるための市民が守るべきルールを示す。
- ・まちづくりについて行政主体から市民参加で行うことを強化する。
- ・いろいろな参加の仕組みを用意する。
- ・市民の多くの人が参加の仕組みが分からないために市民の力が発揮されていない。その参加の入口を丁寧に示す条例にする。
- ・市民が市政に参加するにあたり、その方法、システムを明らかにする。
- ・協働を位置づけ、その役割を示す。
- ・課題を市民自ら解決するシステムを内容として示す。
- ・地域のことは地域が責任を持って決める仕組みをつくる。

第2班

〔委員〕

中津原（発表者）、染谷、中田、細川、三宅

「自治」とは何か

【自治に到達するまでいくつかのレベルがある】

- ・参加 協働 部分自治 自治の順でレベルが上がっていく。
- ・身の回りの問題から権限を持って活動できるようにする。

【役割分担を明確にした上で自ら治めること】

- ・自らのことは自らが行う。市民自らの意志で自治体を運営する。
- ・議会、市民、市長、市職員それぞれが役割をもって自ら治めることが自治だ。
- ・市民の中には自治体運営に無関心な人たちがいる。彼らの関心を引き出し、多くの市民に自治の場に参加してもらうことが重要だ。
- ・自治は市民が自らを治めること、市民が市政の意思決定に参加することである。意思決定への参加には、直接的に関与する市民もいれば、他人を通じて間接的に関与する市民もいる。参加の仕方にいろいろな形があることを理解した上で自治を考えることが重要だ。
- ・自治とは、判断と責任を持つことだ。

【人づくりから考える】

- ・役割分担を考え始めると組織論で終始する場合がある。まずはまちづくりや人づくりから考える。
- ・さいたま市の特性として、多様な人材がいることが挙げられる。しかし、そうした人の多くはまだ潜伏している。そうした多様な市民を自治を担う人材として発掘することが課題である。

【意見を言える場があること】

- ・市民の多くは、行政に対して意見を言える機会があることを知らない。行政を身近に感じられない。
- ・パブコメなど意見を聞く場があっても市民の意見が反映されていないと感じることが多い。むなしく感じる。
- ・まずは、いろいろな人が意見を言える場を提供することが課題だ。

【協働とは何か】

- ・ 「協働」と言いつつ立場が対等でないことがある。行政のお手伝いをする程度の市民参加なら協働とは言えない。また、意見を言えばそれで終わりといったケースも多い。
- ・ 行政が主導するもの、市民が主導するもの、両者が対等で協働するものなど、いろいろな形の協働があってもよい。

さいたま市の「自治」を担う主体は

【原点は「さいたま市に関わる人」】

- ・ 自治を担う主体の定義は必ずなければいけないのか。年齢や在住・在勤の有無など、細かく決めても例外が出ることもある。
- ・ 定義は、必ずしもしなくてよいと思う。最初は広く大まかにし、市民投票などの具体的な権利については、そのケースごとに定義すればよい。
- ・ 「市民」には多種多様な人がいることを理解する。
- ・ 自治の主体に「住民」は欠かせない。
- ・ 市に住む子どもから大人まで。
- ・ 市民は全てを対象にする。例えば住む人、働く人など。また、既に亡くなった「過去の市民」やこれから生まれる「将来の市民」も加えてはどうか。私たちは過去・現在・未来とつながっている。そうした時間軸を意識してもよいのではないか。
- ・ 市職員も市民の一人であるという自負を持ってほしい。

【「市」とは何か】

- ・ よく「市」というが、行政だけを言う場合と、行政、市民を含めた総体として言う場合がある。きちんと定義をした方がよいと思う。
- ・ 全体としては、市民や行政など総体として捉える。そして、具体的に役割分担をする場合は、その中を市民、行政などに分けて考えればよいのではないか。

【自治会の役割】

- ・ 旧市街地部分などでは、古くからの住民が中心となり新住民があまり参加せずに活動している自治会がある。今後、団塊世代の参加などにより、自治会の役割や機能の進化が期待される。

自治基本条例とは、何のために、何を定めるものなのか

【市民の関心を高めるために】

- ・ 市民がやるべきことを条例で規定して市民意識を底上げできるとよい。
- ・ 自治に関心のない市民に呼びかける機能を持たせたい。
- ・ 関心を持っていても参加しないのはだめなのか。体力的・時間的な問題で関心があっても参加できない人がいる。
- ・ 条例は、関心を持っていても参加に二の足を踏んでいる人たちの背中を押す役割を持たせるとよい。
- ・ この条例に基づいて人の輪を広げるために努力し続ける必要がある。20～30年の長期的なビジョンが必要だ。

第3班

〔委員〕

栗原（発表者）、遠藤、小林、富沢、東

「自治」とは何か

【自律した活動】

- ・ 市民自治、地方自治、住民自治など。それぞれの主体が行う自律した活動や行動。

【市民が自ら治める、市民自治】

- ・ 「自治 = 自ら治める」。主人意識。
- ・ 「自治」の主語や目的語をはっきりさせたい。自治とは、「市民自治」が基本。市民による、市民のための、市民のガバメント（統治）。
- ・ 「自治」とは、「市民参加」や「協働」を内包する概念。

【市民が担い手としての意識を】

- ・ まちのあり方についての主体的な担い手としての市民の自覚と責任が必要。

【自治会のイメージ】

- ・ 「自治」というと「自治会」のイメージがある。

【議会、行政との関係】

- ・ 市民が代表として選んだ議員の決議権（決定権）と、市民の自治との関係について整理が必要だ。
- ・ 市民が自治の主体、ということは、そのために議会と行政があり、市民とどのように関係付けるかが重要だ。

【市民参加】

- ・ 「市民参加」と「協働」は区別する必要がある。
- ・ 「市民参加」とは、行政のやることに市民が協力するイメージだ。

【協働】

- ・ 「協働」とは、市民と行政が対等な立場で取り組むこと。
- ・ しかし、「協働」とは現段階ではスローガンであって、仕組み、制度として確立していない。
- ・ 「協働」「共同」「協同」これらの違いはなにか。
- ・ 「協働」とは、市民と行政の関係として具体的にはどのようなことか。
- ・ NPO 活動を通しての現状認識としては、「行政がやるべきだ、あるいは行政と一っしょにやる必要がある」といくら市民が主張したり要請したりしても、行政がやりはじめたり、行政と一っしょにできるというものではない。むしろ市民は、行政はあてにできないからもう自分たちでやろうと独自に主体的に活動を続けてきた。そこに最近になって「協働」というキーワードで行政がついてきたと感じている。また、かつてに比べて公共的課題が次々と生まれて複雑化している。そうした状況の中で、「協働」というかけ声だけではうまくパートナーシップが進んでいるとは思っていない。「市民と行政の対等な関係とは？」と模索しながら活動しているというのが実情ではないか。

さいたま市の「自治」を担う主体は

【自治の主体は市民】

- ・ 自治の主体は、ひとりひとりの市民。問われるのは、多様な市民の存在への想像力。
- ・ 「自治＝自ら治める」。この「主人意識」は「自己中心」であってはならない。
- ・ 「市民が主体」ということについては、「補完性の原理」「近接性の原理」という考え方が重要だ。直接民主主義に基づく間接民主主義ともいえる。

【新しいシティズン・シップを担う「市民像」】

- ・ いわゆるヨーロッパで実現してきた「シティズン・シップ」としての「市民像」とは、ただ住んでいるだけの「住民」ではなく、権利とそれに対する責任を果たすものだ。
- ・ この意味での「市民」とは、日本には馴染みにくい言葉だろう。公共的なことを市民が担う、という意識になりにくい。
- ・ 古くから行政組織を「お上」と呼んで、お願いしたり頼ったりしてきた文化がある。市民にも行政にも、その意識改革が必要。
- ・ 現在では、EU など、人・物・金の流れが国境を越える動きも出てきている。これは「世界市民」の出現と言えるのではないか。
- ・ 日本では、以前は、世間といわれるものや村落共同体があり、そこに属していれば権利が守られていた。しかしそれが壊れている現在、個人が直接に社会とつながらざるを得ない。そのため、いまこそ、一人ひとりが「責任のある市民」としての自覚を持つべきだ。
- ・ その意味を強調するために、条例の名称を「市民自治基本条例」として、「責任ある市民像」を浸透させるためにこの条例を使いたい。

【自治の主体を「住民」に限定すべき】

- ・ 自治基本条例における自治の主体である「市民」は、地方自治法第 10 条にある「住民」に限定すべきだ。
- ・ 「住民」とは、権利がある一方で、負担を分担する義務を負っている者であり、権利と義務をあわせて考えたい。
- ・ 「シティズン・シップとしての市民」という考え方は、突き詰めれば、「国」「国家」という概念が壊れてしまう方向に行くのではないかと心配する。
- ・ 自治の主体を、住民以外に拡大してしまうと、実際にそこに暮らしている多くの一般の人のための自治にならない可能性があるのではないか。例えば、ある目的で集まった集団が思想的、政治的な言動をして、それがあたかも市民を代表するかのようになってしまうことがあるのではないか。

【自治の主体「市民」を広く捉えるべき】

- ・ 「シティズン・シップとしての市民」という考え方であっても、国はなくなる。その土地特有の文化、歴史、言語は特有のもの。「国家」という制度的なものではなく、「くに」という概念で考えたい。「さいたま市」においてもこのような感覚で広く「まち」「さいたま市」を捉えられないか。
- ・ 自治の主体である市民とは、住んでいる人。
- ・ さいたま市に税金を納めている人、その家族。企業、学校などの団体も税金を納めているので「自治の担い手である市民」と言える。
- ・ 住民だけでなく、働く者、学ぶ者、活動する者を市民と考え、自治の主体と考える。
- ・ 自治の主体には、次代を担う市民として、子ども（小学生以上）も加えたい。

自治基本条例とは、何のために、何を定めるものなのか

【市民自治の基本】

- ・ さいたま市がよりよい市になるようにその規範。
- ・ 自治基本条例は、市民のために、市民自治のあり方を定めるもの。
- ・ 幸せづくりのベース、基本。

【市のアクションプラン】

- ・ 自治の憲法 = 市としてのアクションプランの根本になるもの。理念だけでなく、自治基本条例をもとにしてアクションに移せるものにする。

【市民の自覚と責任を促すもの】

- ・ 市民が自治を担う主体であることを規定し、自覚と責任を促すものであること。
- ・ 助け合いの意識を高め、啓蒙するものであること。

【市民と議会、行政の関係を定めるもの】

- ・ 決定権を委ねてきた議会と行政、自治の主体である市民との関係を明らかにするものであること。
- ・ 市民と、議会・行政をどう関係づけて組み合わせればよいかを考えたい。

【国と地方の協力関係】

- ・ 国と地方は対立するものではない。国のできること、地方にしかできないことがある。うまく協力関係をつくることが重要。

以上